○北海道開発局告示第八十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、平成二十八年二月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月二十九日

北海道開発局長　本田　幸一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三百九十二号

(三)　占用を制限する区域　釧路市大楽毛三線一八五番三五から北海道中川郡本別町南四丁目一番一まで

(四)　制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五)　占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六)　占用の制限の開始の期日　平成二十八年四月一日

(七)　図面縦覧場所　北海道開発局、同局釧路開発建設部及び同局帯広開発建設部

○北海道開発局告示第八十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、平成二十八年二月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月二十九日

北海道開発局長　本田　幸一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三百九十三号

(三)　占用を制限する区域　小樽市奥沢一丁目二八番一から北海道虻田郡倶知安町北四条東一〇丁目一番五まで

(四)　制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五)　占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六)　占用の制限の開始の期日　平成二十八年四月一日

(七)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局小樽開発建設部

○北海道開発局告示第八十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、平成二十八年二月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月二十九日

北海道開発局長　本田　幸一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四百五十一号

(三)　占用を制限する区域　留萌市元川町二丁目四四番一から滝川市本町一丁目一番一まで

(四)　制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五)　占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六)　占用の制限の開始の期日　平成二十八年四月一日

(七)　図面縦覧場所　北海道開発局、同局札幌開発建設部及び同局室蘭開発建設部

○北海道開発局告示第八十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、平成二十八年二月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月二十九日

北海道開発局長　本田　幸一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四百五十二号

(三)　占用を制限する区域　夕張市紅葉山四七一番四から同市清水沢一丁目九六番一まで

(四)　制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五)　占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六)　占用の制限の開始の期日　平成二十八年四月一日

(七)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局札幌開発建設部

○北海道開発局告示第八十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、平成二十八年二月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月二十九日

北海道開発局長　本田　幸一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四百五十三号

(三)　占用を制限する区域　札幌市豊平区豊平四条五丁目一八番二二から伊達市長和町五〇八番一まで

(四)　制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五)　占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六)　占用の制限の開始の期日　平成二十八年四月一日

(七)　図面縦覧場所　北海道開発局、同局札幌開発建設部及び同局室蘭開発建設部